岡山労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 12 月２日

岡山労働局長　上市　貞満

第４号中「１時間796円」を「１時間807円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第９号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 12 月２日

岡山労働局長　上市　貞満

第４号中「１時間827円」を「１時間837円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 12 月２日

宮崎労働局長　松竹　泰男

第４号中「１時間681円」を「１時間687円」に改める。

国土地理院

平成 26 年測量士試験及び測量士補試験の施行

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の施行について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月２日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　試験日時及び試験地

⑴　試験日時

ア　測量士試験　平成26年５月25日（日）午前10時から午後４時まで（午後０時30分から午後１時30分まで休憩）。

イ　測量士補試験　平成26年５月25日（日）午後１時30分から午後４時30分まで。

⑵　試験地　北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

２　受験手続

⑴　受験願書受付場所　国土地理院総務部総務課（〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番）

⑵　受験願書受付期間及び時間

ア　受付期間　平成26年１月７日（火）から同年２月７日（金）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）。

イ　受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで。なお、受験願書を郵送する場合は、平成26年２月７日（金）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。

⑶　受験願書用紙等の交付　受験願書用紙及び受験案内は、平成26年１月７日（火）から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求　○部」と朱書きし、あて先明記の返信用封筒（角形２号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県の土木関係部局の主務課では郵送の取扱いはしない。

国土地理院（〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番）

国土地理院北海道地方測量部（〒060―0808　札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎）

国土地理院東北地方測量部（〒983―0842　仙台市宮城野区五輪１丁目３番15号　仙台第３合同庁舎）

国土地理院関東地方測量部（〒102―0074　東京都千代田区九段南１丁目１番15号　九段第２合同庁舎）

国土地理院北陸地方測量部（〒930―0856　富山市牛島新町11番７号　富山合同庁舎）

国土地理院中部地方測量部（〒460―0001　名古屋市中区三の丸２丁目５番１号　名古屋合同庁舎第２号館）

国土地理院近畿地方測量部（〒540―0008　大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館）

国土地理院中国地方測量部（〒730―0012　広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎２号館）

国土地理院四国地方測量部（〒760―0068　高松市松島町１丁目17番33号　高松第２地方合同庁舎）

国土地理院九州地方測量部（〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎）

国土地理院沖縄支所（〒900―0022　那覇市樋川１丁目15番15号　那覇第１地方合同庁舎）

各都道府県の土木関係部局の主務課

公益社団法人日本測量協会（〒112―0002　東京都文京区小石川１丁目３番４号　測量会館）及び各地方支部

３　合格発表及び通知　平成26年７月15日（火）に国土地理院、国土地理院各地方測量部及び国土地理院沖縄支所において合格者の受験番号及び氏名を公告するほか、全受験者あてに試験の結果（合否）を通知する。

また、国土地理院のホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

４　試験問題等の公表　国土地理院のホームページ上において、試験問題については試験実施後速やかに、標準的な解答及び合格基準については合格発表日に掲載する。

５　その他

⑴　試験場については、受験票を送付する際に通知する。

⑵　受験願書の受付期間終了後における受験地の変更については、平成26年３月31日（月）までに必着するよう文書で受験願書受付場所に届け出たものに限り認める。

６　試験に関する照会先

国土地理院総務部総務課試験登録係（〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番）　電話番号　029（864）8214、8248　ホームページ　http://www.gsi.go.jp/

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年十二月二日

四国経済産業局長　寺嶋　充

一　件名　四国瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年十二月二十五日　午前九時三十分から

三　場所　高松サンポート合同庁舎四国経済産業局八〇七会議室（香川県高松市サンポート二番二十三号）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更の認可（熱量変更費用に係る繰延資産償却終了に伴うガス料金総原価見直しによる料金改定等に係る供給条件の変更）。

２　詳細は、四国経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（香川県高松市サンポート二番二十三号）及び四国瓦斯株式会社の本店（愛媛県今治市南大門町二丁目二番地の四）及び支店において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話番号がある場合は電話番号を、メールアドレスがある場合はメールアドレスを付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した四国経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「四国ガス関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年十二月十日十七時までに四国経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号七六〇―八五二二　香